○国立大学法人東京農工大学特命教授規程

(令和３年４月１日教規程第６号)

(趣旨)

第１条　国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。）は、この規程の定めるところにより、東京農工大学特命教授（以下「特命教授」という。）の称号を授与することができる。

(称号授与の資格)

第２条　特命教授の称号は、次の各号の一に該当する者に授与することができる。

(1)　本学を退職した教授であって、大学運営に必要な業務経験や専門性を持つ者のうち、在職中の顕著な業績等によって引き続き本学に対する貢献が見込まれる者

(2)　本学の大学運営に必要な業務経験や専門性を持つ者のうち、高い学識を有し、教育上又は学術上の顕著な業績があり、かつ、本学の教育研究活動のより一層の推進発展に貢献が期待される者

２　前項の者に付与する特命教授の名称は、年度ごとに付与するものとする。

(推薦方法等)

第３条　前条各号の一に該当すると認められる者(以下「候補者」という。)の推薦は、次の各号に定める者が行う。

(1)　理事

(2)　本学組織運営規則第３条第１項、第３条の２第１項、第４条第２項、第５条第１項、第５条の２第１項、第６条第１項及び第３項並びに第11条第１項に定める組織及び施設の長

2　前項の推薦に当たっては、別紙様式１の特命教授候補者推薦書に次の各号に定める書類を添付して学長に提出するものとする。

(1)　候補者の業績調書

(2)　候補者の顕著な業績等の概要

(称号の授与)

第４条　特命教授の称号は、前条第２項の推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て、授与するものとする。

(称号の取消)

第５条　特命教授の称号を授与された者が、その在職中に職員就業規則第43条各号に規定する懲戒の事由に相当する行為(本学以外の機関におけるこれに相当する行為を含む。）等をしたことが判明したときは、学長は教育研究評議会の議を経て特命教授の称号を取り消すことができるものとする。

(特典)

第６条　特命教授の称号を授与された者は、必要に応じ本学の施設を利用することができる。

(雑則)

第７条　この規程に定めるもののほか、特命教授について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

別紙様式１（第３条第２項関係）

令和　　年　　月　　日

東京農工大学長 殿

推薦者 職・氏名

特命教授候補者推薦書

下記の者は、特命教授の称号を授与するにふさわしいと認められますので、東京農工大学特命教授規程第３条第２項の規定に基づき、関係書類を添えて推薦します。

記

１．氏名

２．生年月日

３．推薦理由

業　績　調　書

所属・職	
ふりがな 氏　名(生年月日)	(　　年　　月　　日生(　　歳)
学　　歴	
昭和　　年　　月　　日 〃　　年　　月　　日	○○大学○○学部卒業 ○○大学大学院○○研究科修士課程修了
学　　位	
昭和　　年　　月　　日　　○○博士(○○大学)	
略　　歴	
昭和　　年　　月　　日 〃　　年　　月　　日 平成　　年　　月　　日	
主な受賞歴	
平成　　年　　月　　日　　○○賞受賞	

東京農工大学における特に顕著な業績等の概要